

取引額報告書

令和2 年度分（R2 年 4 月 1 日から R3 年 3 月 31 日まで）

受付印	経由印	国土交通大臣 登録旅行業第 ー 号 愛知県知事	
区 分		取扱人員 (人)	取引額 (円)
自社の企画旅行に係る取引額（受託旅行者及び自社に所属する旅行者代理業者の取扱いによるものを含む）		352	6,969,600
参加する旅行者の募集をするもの			
本邦内のもの			
上記以外			
旅行者からの依頼によるもの		352	6,969,600
手配旅行に係る取引額（自社に所属する旅行者代理業者の取扱いによるものを含む）			13,082,000
旅行業法第二条第一項第八号及び第九号に係る取引額（自社に所属する旅行者代理業者の取扱いによるものを含む）			
合 計 （うち自社に所属する旅行者代理業者の取引額）		352	20,051,600
営業保証金の場合			
現在供託している金額			3,000,000
上記により供託すべき金額 （差額がある場合）追加して供託すべき額又は取り戻すことができる額			3,000,000
弁済業務保証金分担金の場合			
現在納付している金額			
上記により納付すべき金額 （差額がある場合）追加して納付すべき額又は取り戻すことができる額			
国土交通大臣 殿 愛知県知事		令和3 年 6 月 10 日	
旅行業法第十条の規定により取引の額を報告します。 この報告書の記載事項は、事実と相違ありません。			
報告者の氏名又は名称		〇〇トラベル株式会社 代表取締役 愛知 太郎	

何も記入しないでください。

「（受託旅行者及び自社に所属する旅行者代理業者の取扱い・・・）」

自社の募集型企画旅行（パッケージツアー）を他社に委託販売した取扱額及び自社の所属する旅行者代理業者の取扱額を含む。

「参加する旅行者の募集をすることにより実施するもの」
自社の募集型企画旅行（パッケージツアー）のこと。

「旅行者からの依頼によるもの」
受注型企画旅行のこと。

「上記により供託すべき金額」は、以下のページでご確認ください。
【1】旅行業登録制度のあらまし＞
4. 基準資産額、営業保証金又は弁済業務保証金分担金

取扱額のこと（お客様から収受した金額）。

第八号に係る取引額

企画及び手配旅行に付随して、旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続きの代行その他の旅行者の便宜となるサービスを提供する行為に係る取引額

第九号に係る取引額

旅行に関する相談に応じる行為に係る取引額

旅行業協会に加盟していない場合は、こちらに記入。

旅行業協会に加盟している場合は、こちらに記入。

追加して供託すべき額がある場合、取引額の報告を行う前に追加供託等を行い、その旨の届出とともに取引額の報告を行わなければなりません。